

2011年3月9日

代議員・支部役員
分会役員・組合員 各位

鳥取市役所職員労働組合
執行委員長 福山博俊

署名の取り組みについて

自民労県本部より別紙署名について、要請がありました。

当組合としましても下記のとおり取り組みますので、全組合員の協力をお願いします。

なお、代議員・支部役員・分会役員各位には大変お世話になりますが、それぞれの職場で取りまとめのうえ、組合書記局へ提出願います。

記

- 署名内容 第177回通常国会での「人権侵害救済法」の早期制定を求める署名
- 集約期限 3月 16日（水）まで
- 署名数 組合員1人につき、1名以上（本人含む）
(②なお、空欄は可能な限り埋めて下さい。)

《記入にあたって》

※ 住所は鳥取県からご記入ください。

※ 住所等が同じ場合でも「同上」「〃」などは、署名として無効となりますので、
略すことなくすべて記入して下さい。

第177通常国会での「人権侵害救済法」の制定を求めます

内閣総理大臣様

インターネット上における差別・人権侵害をはじめ、差別落書きや脅迫などの部落差別事件が、全国で相次いでいます。

鳥取県でも、インターネット版「部落地名總鑑」ともいるべき、「鳥取県内の同和地区（被差別部落）」と題するマップが流布されています。現在のプロバイダ責任制限法では限界があり、再三の削除要請にもかかわらず放置されており、差別がばら撒かれ続いているという状態です。また、せん称語用いての差別落書きや「同和地区」かどうかの問い合わせ事件、電話による「人間じゃないだかいやあ、エタ非人か」などの差別発言事件、「エタゴお前ら全員車でひき殺したる、誰も文句は言わあせん」等の脅迫・差別ハガキなど、顔の見えない誰がしたのかわからない、陰湿で悪質な差別事件が多発しています。これらの背景に、根強い差別意識と生活の中にある被差別部落を避けるという差別実態が存在しています。

これら事件の発生に、2002年3月の「法」失効後の部落問題解決に向けた取り組みの後退が大きく関係しています。内閣同和対策審議会答申に記されている「社会悪であり許すことのできない差別である」ことを明確にせず、また差別の法的規制も不十分なことから、何が差別なのか、人権とはどういうことなのか、国としての基準が明確でないが故、「差別」「人権侵害」を見抜けず、見過ごしてしまって放棄してしまうという現状や差別はもうないという風潮を生んでいます。そして、このような中で、被差別当事者は厳しい差別の巾を生きることを余儀なくされています。

そこで、部落差別を野放し状態にせず、一日も早くなくし人権確立社会を築くため、第177国会での「人権侵害救済法」の制定とインターネット上における差別・人権侵害を禁止する新たな措置を講じられることを要請します。

名 前	住 所

部落解放同盟鳥取県連合会